

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第36号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>7月から9月までの</u>期間内における週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(24)～(27) [略]</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 勤務時間等条例第15条の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(22) [略]</p> <p>(23) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の<u>6月から10月までの</u>期間内における週休日等を除く原則として連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(24)～(27) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。